

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

## 茨城厚生年金 事案 2008

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 15 年 8 月 11 日及び同年 12 月 17 日は 30 万円、16 年 12 月 15 日及び 17 年 8 月 10 日は 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 11 日  
② 平成 15 年 12 月 17 日  
③ 平成 16 年 12 月 15 日  
④ 平成 17 年 8 月 10 日

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A 社に勤務していた期間のうち、申立期間について賞与の記録が無い旨の回答を受けた。しかし、私は、申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されたはずなので、記録を追加してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与振込口座の預金通帳により、申立期間において申立人に賞与が支給されていたものと認められる。

また、申立人から提出された平成 16 年 8 月 10 日、17 年 12 月 20 日、18 年 8 月 8 日及び同年 12 月 20 日に係る賞与支給明細書により、申立人は、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるとともに、申立人と同じ仕事内容及び勤務形態であった同僚の賞与支給明細書により、当該同僚は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間に係る賞与からも厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上述の同僚の賞与支給明細書及び上述の預金通帳の振込支給額から判断すると、平成 15 年 8 月 11 日及び同年 12 月 17 日は 30 万円、16 年 12 月 15 日及び 17 年 8 月 10 日は 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間にA社において賞与の支給を受けたとしている者が多数存在するにもかかわらず、同社の被保険者で申立期間において賞与の記録がある者が存在しないことから、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 15 年 8 月 11 日は 30 万円、同年 12 月 17 日は 25 万円、16 年 8 月 10 日は 30 万円、同年 12 月 15 日は 28 万円、17 年 8 月 10 日は 32 万円、同年 12 月 20 日、18 年 8 月 8 日及び同年 12 月 20 日は 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 11 日  
② 平成 15 年 12 月 17 日  
③ 平成 16 年 8 月 10 日  
④ 平成 16 年 12 月 15 日  
⑤ 平成 17 年 8 月 10 日  
⑥ 平成 17 年 12 月 20 日  
⑦ 平成 18 年 8 月 8 日  
⑧ 平成 18 年 12 月 20 日

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について賞与の記録が無い旨の回答を受けた。しかし、私は、申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されたはずなので、記録を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が給与振込口座に指定した金融機関の取引推移表により、申立期間において申立人に賞与が支給されていたものと認められる。

また、申立人と同じ仕事内容及び勤務形態であった同僚の賞与支給明細書により、当該同僚は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上述の同僚の賞与支給明細書及び上述の取引推移表の入金額から判断すると、平成 15 年 8 月 11 日は 30 万円、同年 12 月 17 日は 25 万円、16 年 8 月 10 日は 30 万円、同年 12 月 15 日は 28 万円、17 年 8 月 10 日は 32 万円、同年 12 月 20 日、18 年 8 月 8 日及び同年 12 月 20 日は 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に A 社において賞与の支給を受けたとしている者が多数存在するにもかかわらず、同社の被保険者で申立期間において賞与の記録がある者が存在しないことから、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑧までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月11日は30万円、同年12月17日は25万円、16年8月10日は30万円、同年12月15日及び17年8月10日は28万円、同年12月20日は25万円、18年8月8日及び同年12月20日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日  
② 平成15年12月17日  
③ 平成16年8月10日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年8月10日  
⑥ 平成17年12月20日  
⑦ 平成18年8月8日  
⑧ 平成18年12月20日  
⑨ 平成19年8月9日  
⑩ 平成19年12月17日

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について賞与の記録が無い旨の回答を受けた。しかし、私は、申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されたはずなので、記録を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から⑧までについて、申立人が給与振込口座に指定した金融機関の預金取引明細表及び申立人から提出された預金通帳により、当該期間において申立人に賞与が支給されていたものと認められる。

また、申立人と同じ仕事内容及び勤務形態であった同僚の賞与支給明細書により、当該同僚は、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上述の同僚の賞与支給明細書及び上述の預金取引明細表及び預金通帳の入金額から判断すると、平成15年8月11日は30万円、同年12月17日は25万円、16年8月10日は30万円、同年12月15日及び17年8月10日は28万円、同年12月20日は25万円、18年8月8日及び同年12月20日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間にA社において賞与の支給を受けたとしている者が多数存在するにもかかわらず、同社の被保険者で当該期間において賞与の記録がある者が存在しないことから、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間⑨及び⑩について、前述の預金通帳により、当該期間においても申立人に賞与が支給されていたものと認められる。

しかしながら、当該期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた者のうち連絡先の判明した22人に照会したところ、13人から回答が得られ、そのうち当該期間において賞与を支給されたと回答した者は9人いたが、そのうちの5人から、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていない旨の回答が得られた上、そのうちの3人から提出された賞与支給明細書により、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賞与支給明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 2011

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 15 年 8 月 11 日、同年 12 月 17 日、16 年 8 月 10 日、同年 12 月 15 日及び 17 年 8 月 10 日は 30 万円、同年 12 月 20 日は 28 万円、18 年 8 月 8 日及び同年 12 月 20 日は 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 11 日  
② 平成 15 年 12 月 17 日  
③ 平成 16 年 8 月 10 日  
④ 平成 16 年 12 月 15 日  
⑤ 平成 17 年 8 月 10 日  
⑥ 平成 17 年 12 月 20 日  
⑦ 平成 18 年 8 月 8 日  
⑧ 平成 18 年 12 月 20 日

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について賞与の記録が無い旨の回答を受けた。しかし、私は、申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されたはずなので、記録を追加してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が給与振込口座に指定した金融機関の取引推移表により、申立期間において申立人に賞与が支給されていたものと認められる上、申立期間①から⑤まで、⑦及び⑧については、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑥については、複数の同僚の賞与支給明細書により、当該同僚は、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと推認できるとともに、上述のとおり、申立人は、当該期間の前後の期間については厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立期間⑥の賞与のみ保険料が控除されなかったとは考え難い。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年8月11日、同年12月17日、16年8月10日、同年12月15日、17年8月10日、18年8月8日及び同年12月20日は30万円、申立人から提出された前後の賞与支給明細書、上述の複数の同僚の賞与支給明細書及び上述の取引推移表の入金額から判断して、17年12月20日は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間にA社において賞与の支給を受けたとしている者が多数存在するにもかかわらず、同社の被保険者で申立期間において賞与の記録がある者が存在しないことから、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和41年8月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年8月25日から同年9月1日まで

年金事務所から、C社（現在は、D社）及びA社B事業所に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が1か月漏れているとの連絡を受けた。

私が、昭和39年4月から46年6月までの期間、C社及びA社B事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社から提出された申立人の厚生年金基金に係る脱退一時金裁定原簿の記録及び同社からの回答から判断すると、申立人は、C社及びA社B事業所に継続して勤務し（昭和41年8月25日にC社からA社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和41年9月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月21日から同年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社における資格喪失日が昭和42年7月21日になっている旨の回答を受けた。

私は、A社からB社（後のC社）への出向の辞令を昭和42年7月21日に受けたが、実際に異動したのは同年9月1日であるから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び当該同僚のうちの一対するA社の元取締役の証言から判断すると、申立人は、同社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和42年9月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年6月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和42年7月21日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失

失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社（現在は、C社E事業本部）及び同社B工場に勤務していた期間のうち、申立期間について記録が無い旨の回答を受けた。

私が、昭和39年3月から42年9月までの期間、A社及び同社B工場に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C社からの回答及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和40年6月1日にA社B工場からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格

喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所から、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が1か月漏れているとの連絡を受けた。

私は、昭和32年4月1日付けでA社から関連会社であるB社へ異動したが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及びA社からの回答から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社であるB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は、「A社C工場が昭和32年4月頃に分社化され、B社と社名を変更した後も、従業員の勤務内容や勤務形態に変更は無く、申立期間の厚生年金保険料は控除されていたはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社が保存している、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日が昭和32年3月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結

果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 茨城厚生年金 事案 2016

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成2年8月から3年9月までは26万円、同年10月から4年1月までは28万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から4年2月21日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。この処理には納得できないので、申立期間の標準報酬月額を当初の記録に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成2年8月から3年9月までは26万円、同年10月から4年1月までは28万円と記録されていたところ、申立人が同社における被保険者資格を喪失した日である同年2月21日より後の同年3月26日付けで、2年8月1日に遡及して訂正され、15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成2年分及び3年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料を検証したところ、当該金額は、遡及訂正処理前の標準報酬月額に基づく保険料額とおおむね一致している。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様に平成4年2月21日付けで被保険者資格を喪失し、同じく同年3月26日付けで2年8月1日に遡及して標準報酬月額を15万円に引き下げられている同僚の存在が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成4年3月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が申立人について2年8月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年8月から3年9月までは26万円、同年10月から4年1月までは28万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を、平成3年4月から同年9月までは18万円、同年10月から4年9月までは19万円、同年10月から同年12月までは20万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年2月26日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から5年1月31日まで  
② 平成5年1月31日から同年2月26日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。この処理には納得できないので、申立期間①の標準報酬月額を当初の記録に戻してほしい。

また、上記の照会により、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成5年1月31日となっていることも判明した。しかし、私の所持する雇用保険受給資格者証には、離職年月日は同年2月25日と記載されており、同年2月分までの給料明細書も所持しているため、申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から同年9月までは18万円、同年10月から4年9月までは19万円、同年10月から同年12月までは20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（5年1月31日）の後の同年3月8日付けで、3年4月1日に遡及して訂正され、8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の閉鎖商業登記事項全部証明書により、申立期間当時、申立人が同社の役員ではなかったことが確認できるとともに、複数の同僚から、申立人はB職として勤務しており、社会保険事務には関わっていなかった旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年4月から同年9月までは18万円、同年10月から4年9月までは19万円、同年10月から同年12月までは20万円に訂正することが必要であると認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人が、平成5年2月25日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、同年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録では、A社は、平成5年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が同年3月29日付けで遡及して行われている。しかし、申立人から提出された給料明細書により、同年2月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、かつ、当該訂正処理前の記録から、同年1月31日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年1月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年2月26日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、当該喪失処理前のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店(現在は、C社D本社)における資格取得日に係る記録を昭和34年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年3月28日から同年5月5日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、E社(現在は、C社)及びその関連会社であるA社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間について記録が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和34年3月28日頃にE社からA社B支店に異動しているが、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C社D本社からの回答及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、E社及びその関連会社であるA社B支店に継続して勤務し(昭和34年3月28日にE社からA社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和34年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月1日に、同社B工場における資格取得日に係る記録を45年11月15日に訂正し、43年12月の標準報酬月額を4万8,000円、45年11月の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年12月16日から44年1月1日まで  
② 昭和45年11月15日から同年12月16日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について記録が無い旨の回答を受けた。

私が、昭和35年6月から平成3年3月までの期間、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社が保管する人事記録及び同社からの回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年1月1日に同社本社から同社C工場に異動、45年11月15日に同社同工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年11月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4万8,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社B工場における45年12月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失及び資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和44年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月31日から同年4月1日まで  
年金事務所から、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が1か月漏れているとの連絡を受けた。

夫が、昭和39年9月から平成14年3月までの期間、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社が保管するA社に係る人事異動の書類から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年3月31日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和44年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管するA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和44年4月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和37年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月29日から同年10月1日まで  
年金事務所から、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が1か月漏れているとの連絡を受けた。

私は、昭和37年10月1日付けでA社C出張所から同社D営業所に異動となったが、継続して勤務していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社からの回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年10月1日に同社C出張所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和37年8月の厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間について国民年金に未加入とされていた。私は、昭和 58 年 6 月又は同年 7 月頃、A 市区町村役場の出張所で国民年金の加入手続を行い、保険料についても同出張所で納付していたはずである。

また、年金手帳が 2 冊あり、現在の番号とは別の番号の年金手帳は社会保険業務センター（当時）に送ってしまった。その手帳に申立期間の記録があるはずである。

このため、申立期間について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 6 月又は同年 7 月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳番号総括払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は 61 年 3 月 20 日に A 市区町村に払い出されていることが確認できるとともに、申立人の所持する年金手帳及び B 市区町村の国民年金被保険者名簿により、申立人は同年 4 月 1 日付けで、同日から設けられた第 3 号被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間においては国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、年金手帳が 2 冊あり、現在の基礎年金番号（国民年金手帳記号番号）とは別の番号が記載された年金手帳を社会保険業務センターに送ってしまったと主張しているが、申立人は昭和 58 年から平成 5 年に至るまで A 市区町村に居住していたことから、同一市区町村において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から 58 年 5 月までの期間及び平成元年 9 月から 2 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 3 月から 58 年 5 月まで  
② 平成元年 9 月から 2 年 12 月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。私は、昭和 56 年 3 月又は同年 4 月頃に国民年金の加入手続きを行い、保険料については、納付書でその都度納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 3 月又は同年 4 月頃に国民年金の加入手続きを行い、保険料については納付書でその都度納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号よりも前に同記号番号が払い出されている国民年金被保険者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成 6 年 4 月 1 日であることから、申立人が国民年金の加入手続きを行ったのはこれ以降であると考えられ、強制加入対象期間である申立期間についても、その際に遡って資格取得したものと考えられる上、この時点においては、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンライン記録により申立人の氏名、生年月日及び住所で検索しても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 2022

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた2度の期間のうち、2度目の期間である申立期間について、記録が無い旨の回答を受けた。

私は、申立期間当時は2万 5,000 円の給与で勤務し、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の1度目の勤務期間当時からA社に勤務している現在の同社の事業主に照会したところ、申立人のことは記憶しているが、勤務期間及び厚生年金保険料の控除については不明である旨の回答であった。

また、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち、2人については、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票が無い。

さらに、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた8人（上述の事業主を除く。）のうち、連絡先の判明した6人に照会したところ、4人（うち2人は申立人が名前を挙げた者）から回答が得られたものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言が得られなかった。

加えて、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人のものは無く、健康保険整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 1 日から 57 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 1 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間について記録が無い旨の回答を受けた。

私は、現場の季節労働者として勤務しており、同僚は皆、厚生年金保険に加入していることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された労働者就労実績簿により、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 6 月 9 日から同年 12 月 15 日までの期間、55 年 4 月 14 日から同年 11 月 3 日までの期間、56 年 5 月 7 日から同年 12 月 12 日までの期間及び 59 年 4 月 23 日から同年 11 月 29 日までの期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社において社会保険事務を担当していた者から、申立期間当時は、申立人のように普通作業員の季節労働者については、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の適用除外を申請しており、厚生年金保険に加入させていなかった旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚 2 人、及びそのうちの 1 人が名前を挙げた同僚 4 人の計 6 人について、A社における厚生年金保険の被保険者記録を確認したが、季節労働者ではなかった 1 人（4 人の名前を挙げた者）を除き、申立期間に係る記録が無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人

の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間について記録が無い旨の回答を受けた。私は、昭和 44 年 3 月 1 日から同年 9 月 30 日まで同社に勤務していたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、申立期間当時の書類が残存していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた者で連絡先の判明した9人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、申立期間当時のA社の事業主に照会したところ、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思うとしているものの、自身が社会保険事務の担当者ではなく、申立期間当時の書類は何も残っていないとしており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の昭和 44 年 3 月 1 日付けの被保険者資格取得については同年 3 月 17 日に、同年 4 月 1 日付けの被保険者資格喪失については同年 4 月 21 日に、それぞれ受け付けられていることが確認でき、遡及して訂正された形跡は無く、記録管理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から同年 8 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B支社C支部に勤務していた期間のうち、申立期間について記録が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和 50 年 4 月 15 日にA社に入社し、前の会社の有給休暇を消化しながらA社の研修を受け、同年 6 月には正社員として厚生年金保険の手続をしたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における昭和 54 年 1 月の成績給与明細書の入社年月日欄の記録により、申立内容のとおり、申立人が 50 年 4 月 15 日に同社に入社していたことは認められる。

しかしながら、雇用保険の記録においては、申立人の資格取得日は昭和 50 年 8 月 1 日となっていることが確認できる。

また、A社B支社の厚生年金保険被保険者原票における申立人の前後の被保険者で連絡先の判明した 9 人に照会したところ、6 人から回答があり、そのうちの 1 人から、申立期間当時、申立人のようにD職は、入社しても同社の試験に合格して登録しなければ正社員として扱われず、申立人は試験に合格してすぐに登録したと思うが、その時期は覚えていない旨の回答が得られた。

さらに、申立期間当時、A社B支社C支部の支部長であったとする申立人の父親は既に他界しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 21 日から 54 年 4 月 21 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について記録が無い旨の回答を受けた。私は、昭和 51 年 11 月 8 日から 54 年 4 月 20 日まで同社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人の離職日は昭和 52 年 1 月 20 日となることが確認でき、申立期間における勤務実態が確認できない。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和 52 年 1 月 21 日付けで被保険者資格を喪失しているとともに、同年 1 月 26 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

さらに、A社は既に解散しており、申立期間当時の同社の社会保険事務担当者は既に他界しているため、申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた者で連絡先の判明した 8 人に照会したところ、6 人（申立人が名前を挙げた同僚 1 人を含む。）から回答が得られたものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。